

報告書作成の手順

1 確認書の作成（全事業者共通）

該当する課税期間において、免税事業者、課税事業者等のどれに該当するかを経理担当や税理士に確認の上、別紙2（黄色の紙）を作成し、FAXで提出してください。

提出期限	令和3年9月17日（金）
提出書類	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税仕入控除税額等の確認書（別紙2（黄色の紙））
提出先 （原則FAX）	（FAX）054-221-2142 ※FAXのみで可、FAXがない場合は郵送してください。 （郵送）〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉指導課 交付金消費税係 宛て

2 手続き

確認書（別紙2（黄色の紙））で選択した内容により、手続き内容が異なります。下表を確認の上、手続きしてください。

交付金返還	別紙2 問1	提出書類（郵送）			期限	
		提出様式	消費税の確定 申告書の写し	その他		
なし	①	様式第5号	—	消費税の免税事業者であることを税理士等が証した書類（別紙3）	令和3年10月8日（金）	
	②		第3-(3)号様式	—		
	③		第3-(1)号様式 付表2	特定収入の割合が確認できる資料 （任意様式）		
	④			—		
	⑤			—		
あり	⑥	仕入控除税額（返還額）報告マニュアルの6ページ以降を参照			※1	

※1…確定申告後1か月以内（最終期限は令和4年4月28日（木）。ただし、既に確定申告済の場合は令和3年10月29日（金）。）

提出先（郵送）〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部福祉指導課 交付金消費税係 宛て

3 注意事項

別添「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）報告マニュアル〈介護分〉」を参考としてください。

なお、消費税制度に関する疑義等については、税務署等に御照会願います。

【参考】消費税のあらまし（R3.6 国税庁）

URL：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>